

身延町「ワンだふる商品券」 取扱店募集要項

1.趣旨

物価高騰及び新型コロナウイルス感染症拡大の影響により停滞した経済活動を活性化し、家庭に与える影響を緩和するとともに、町内事業者への緊急支援と地域の消費喚起を促し、景気を下支えするため、身延町「ワンだふる商品券」の取扱店としての事務を適正に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

2.事業概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 商品券の名称 | 身延町「ワンだふる商品券」 |
| (2) 発行者 | 身延町 |
| (3) 発行内容 | 商品券：1冊20枚綴り（1,000円券×20枚）
内訳：1,000円券×10枚 地域券
1,000円券×10枚 共通券 |
| (4) 使用期間 | 令和4年9月1日から令和4年12月31日まで |
| (5) 給付対象者 | 令和4年8月1日において町の住民基本台帳に記録されている者 |
| (6) 申請方法 | 申請書により観光課宛てで申請。令和3年度に実施した「身延町ワンだふる商品券」の給付決定を受けている者は申請を要しない。 |
| (7) 交付方法 | 世帯主宛て、簡易書留等で交付 |

3.商品券の取扱い及び厳守事項

- (1) 使用期間後の商品券は無効とする。
- (2) 商品券と現金の交換はできないこととする。
- (3) 釣銭は支払われないものとする。
- (4) 第三者への転売・譲渡や換金を行わないこととする。
- (5) 商品券の盗難・紛失等は自己の責任とし、身延町は一切責任を負わないこととする。

4.商品券の使用対象にならないもの

- (1) たばこ
- (2) 出資、債務又は振込手数料等の支払
- (3) 国税、地方税等の公租公課
- (4) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- (5) 医療保険や介護保険等の一部負担
- (6) 不動産及び金融商品

5.取扱店の参加資格

身延町内において事業所、店舗等を有する事業者とし、次の(1)から(4)に該当する事業者を除いたものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記 4.「商品券の使用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6.取扱店の責務等

- (1) 商品券の見本を店内に提示することにより偽造商品券でないか確認すること。なお、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否し、速やかに警察に通報すると共に身延町役場（観光課）または身延町商工会まで連絡するものとする。商品券の見本については、レジ担当者や商品券を取扱うすべての店員に周知すること。
- (2) 取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に取扱店社判を押印するか、店名を記入することとし、既に使用済みの券については受け取りを拒否すること。店名記入の際には、消えないペン等で記入をすることとする。
- (3) 商品券の交換及び売買は行わない。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能とする。
- (4) 回収した商品券を換金に回さず他の取引店で使用しないこと。
- (5) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とする。
- (6) 山梨県暴力団排除条例を遵守すること。
- (7) その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

7.取扱店申込み手続き

この「取扱店募集要項」に同意のうえ、「身延町ワンだふる商品券取扱店申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、持参または郵送にて身延町商工会（本所）へ申し込み手続きを行う。「申込書兼誓約書」は身延町または身延町商工会の HP から取得することが可能。申込みの際には、「区分 1」と「区分 2」の区分を明記すること。

【区分 1】：身延町内に本社、店舗を構える事業主。

地域券と、共通券の使用可能店舗。

【区分 2】：町外に本社をおき、町内に店舗を構える事業主。

共通券の使用可能店舗。

8.換金手続き

商品券の取扱いを行う店舗は、受け取った商品券について換金手続きを次の方法により行う。

- (1) 取扱店は、商品券裏面に使用済み商品券として区別のつくように所定の記入をした後、「身延町ワンだふる商品券換金申請書」に商品券を添えて身延町役場（観光課、企画政策課、下部支所）に提出する。
- (2) 身延町役場（観光課）は「取扱店申込書兼誓約書」で登録をした口座に「換金申請書」で申請された金額を各取扱店に振り込むこととする。
- (3) 振込日は身延町で指定する日とし、令和 4 年 9 月から月 4 回程度設けることとする。
- (4) この「換金申請書」の提出期限は、利用日から令和 5 年 1 月 16 日までとする。この期間を過ぎてからの提出は、いかなる理由でも応じられないので、必ず期間中に換金手続きを行うこと。

9.取扱店の取消し等

この事業に違反する行為が認められた場合、取扱店を取り消す場合があり、換金の申請についても協議して決定する。

10.抽選会の実施

共通券を区分 1 の店舗で使用した場合、共通券 1 枚につき 1 回応募とカウントし、抽選会を実施する。必要事項が記入されていない共通券は無効となるため、使用の際に記入を促すこと。一度、使用した共通券に不備があった場合、いかなる問い合わせがあってもお客様に戻すことはせず、トラブルにならないようにする。抽選会については、広報みのぶ等を通して町民に周知する。

11.その他

- (1) 定めのない事項に関しては、身延町（観光課）と身延町商工会の協議のうえ決定する。
- (2) 取扱店の情報（店舗名、所在地、電話番号、業種等）は、「身延町ワンだふる商品券取扱店一覧」としてチラシを作成し、身延町並びに身延町商工会の HP 等で広報することとする。
- (3) 身延町個人情報保護条例（平成 16 年身延町条例第 12 号）の規定に基づく個人情報保護措置の履行を義務付けるものとする。